

速報第3229号 R 2. 9. 30発行 総務課扱	道議会における質疑・質問及び答弁要旨	2年・3定 予算特別委員会 9月29日	質 問 者	真下 紀子 委員 日本共産党 (旭川市)
質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課		
<p>一 子どもの貧困と教育の機会均等について 生活保護基準が5年ごとに引き下げられ、特に2013年の見直しによって、子どもの生活・教育等に充てられる費用に大きな影響が出たことから、国及び市町村教委とも連携して対策をとるよう、これまでとりあげてまいりました。この10月から3年にわたる最後の引き下げとなります。 この間連続した生活保護基準の引き下げによる児童生徒への影響は少なくないと考えております。 そこで、これに連動する市町村が実施する就学援助について伺います。</p> <p>(一) 生活保護基準見直しに伴う就学援助基準の見直しの推移について 学校教育法に基づき、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者に対して、就学の機会を確保するために市町村で実施をされております。 国は、生活保護基準の見直しに伴い、就学援助に影響がないよう適切な対応を自治体に求めております。 その対応として、一定の係数をかけて要保護基準のひとつとしているところもありますけれども、生活保護基準と同水準では、医療扶助、住宅扶助のある生活保護よりも低い水準となります。就学援助基準はどのように見直されて、そしてその結果、生活保護基準の引き下げの影響を回避できているとお考えか、まず伺います。</p> <p>(意見) しかしながら、回避されたとは言い難いわけです。</p> <p>(二) 費目の実施状況について 就学援助の対象費目は生活保護の教育扶助に準じているものの、市町村によっては実施していない費目があります。 2019年度から、新たに国庫補助の対象費目が拡充されて、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費と合わせて卒業アルバム代等の4費目が就学援助の対象となりました。2016年度の文部科学省による就学援助実施状況調査によると、本道では、3費目実施の市町村が96、いずれか2費目は23、1費目のみは8、いずれも実施していない市町村が52となっていたわけです。道教委は、「実施費目の拡大に取り組む市町村が年々増えてきてはいるものの、十分とは言えない」と、こういう認識を示していたわけですが、その後、どのように促進されたのでしょうか。</p> <p>(意見) 完全実施まで注視していきたいと思います。</p> <p>(三) 入学準備金の入学前支給の実施について 次に、新入学児童生徒学用品費、いわゆる入学準備金等の入学前支給の必要性について、これまで訴えてまいりました。道内で実施が広がったところでは、たいへん歓迎されています。道内の小学校、中学校入学前支給の実施状況は、2018年度、約半数にとどまつておりましたけれども、道教委は、「就学援助制度の周知方法の徹底のほか、新入学児童生徒学用品費等の入学前支給など、認定時期や支給時期の見直しを含めた就学援助のさらなる拡充などが求められており、強化していく」と答えておりましたけれども、現状はどうなっているでしょうか。</p> <p>(指摘) これも8割にとどいていないわけで、更に促進を</p>	<p>(地域連携担当課長) 就学援助基準の見直しの推移についてでございますが、文部科学省では、生活保護基準の見直しに伴う準要保護者に対する就学援助への影響について毎年、調査を実施しており、令和元年度の調査では、準要保護の認定にあたり「影響が生じない」または「影響が生じる可能性がある場合には、何らかの対応を行う予定」と回答した市町村は全国で98.6%となっているところでございます。 一方、本道においては、全ての市町村が、「影響が生じない」「生じる可能性がある場合は対応を行う」と回答しており、引き下げによる影響を回避するため、生活保護基準に掛ける係数を高い倍率に引き上げて認定するなど、市町村ごとの措置が取られたものと考えているところでございます。</p> <p>(地域連携担当課長) 就学支援の対象費目の状況についてでありますが、国は、平成30年度に補助金の交付要綱を改正し、「PTA会費」「生徒会費」「クラブ活動費」の3費目に加え、「卒業アルバム代等」を新たに対象費目としたところであります。これを踏まえて、道教委では、対象費目の拡充について、市町村教育委員会に継続的に働きかけてきているところでございます。 文部科学省が実施した調査を、平成28年度と令和元年度で比較すると、道内では、3又は4費目を対象としている市町村が96から130と増加し、いずれも対象にしていない市町村は52から26と減少しております。道教委では、引き続き、様々な機会を通じて、各市町村の、より積極的な取組を促してまいります。</p> <p>(地域連携担当課長) 入学準備金の支給についてでございますが、文部科学省では、平成29年に、援助を必要とする時期に支給が出来るよう、交付要綱を改正し、小学校等に入学する前年度に支給した新入学児童生徒学用品費等についても国庫補助の対象としたことから、道教委では、市町村教育委員会に対し、国の制度改正を踏まえ、市町村が実施する就学援助について、必要な援助を適切な時期に実施できるよう働きかけてきているところでございます。 昨年、文部科学省が実施した調査では、新入学児童生徒学用品費等の入学前支給について、「実施済み」と回答した市町村の割合は、小学校につきましては、全国の73.7%に対しまして、本道は78.2%、中学校につきましては、全国の78.9%に対しまして、本道は79.3%となっており、今後も入学前支給が実施されていない市町村に対して、支給時期の見直し等について、引き続き働きかけてまいります。</p>	義務教育課	義務教育課	義務教育課

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>求めたいと思います。</p> <p>(四) 臨時休業中の給食費の取扱いについて 次に、給食費についてです。</p> <p>臨時休業中の給食が提供されなかった場合ですけれども、自宅で提供することとなり、相当分が家庭に支給されなければ、保護者の持ち出しとなる問題があります。給食費は、児童生徒の昼食となる費用として支給されているわけですが、そうした保護者の持ち出しとなるために、保護者に支援をした自治体もありますけれども、道教委はどのように把握をされているのでしょうか。</p>	<p>(地域連携担当課長)</p> <p>臨時休業中の給食費の取扱いについてでございますが、国では、臨時休業中の児童生徒の昼食費が生活保護家庭の負担とならないよう、教育扶助による学校給食費の取扱いにおいて、被保護者に返還された学校給食費については、国へ返還を求めないこととしたところでございます。</p> <p>また、準要保護者に対する支援につきましては、本年6月に道教委が実施した調査によりますと、「昼食費支援を行った」又は「検討している」と回答した市町村は、本年2月から3月の休業期間につきましては19市町村、また、4月以降の休業期間につきましては59市町村となっているところでございます。</p>	義務教育課 (健康・体育課)
<p>(意見)</p> <p>それぞれ支援が不十分だったと思います。</p> <p>(五) 給食の役割と給食費の返納について</p> <p>所得の少ない世帯、ひとり親家庭などにおいて、給食は一日の栄養の半分近くを補給できる重要な役割があるといわれています。コロナ禍で、学校が休校となって、昼食を十分に食べられないために、体重が減少したお子さんの実態が当事者団体の調査で明らかとなりましたが、育ち盛りのお子さんが、食事を食べられずにいたことをどう受け止めるのでしょうか。休校を要請した道教委として、食べ物にも事欠くほど困窮する子ども世帯に対して、対応は十分だったといえるのか。お聞きします。</p>	<p>(学校教育局長)</p> <p>困窮する子ども世帯に対する支援についてでございますが、学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に、重要な役割を果たしております。家庭の食事で不足していると推測される栄養を可能な範囲で学校給食で補うなどの工夫も行われているところでございます。</p> <p>今般の学校の臨時休業に当たりましては、道教委では、国の通知に基づき、学校の臨時休業中においても、子どもの居場所確保の取組等の実施に当たり、地域の実情やニーズに応じ、学校給食の調理場や調理員を活用して、昼食を提供することについて、指導助言を行いますとともに、各学校が定期的に子どもの健康状態を把握したり、分散登校を行う中で給食を提供したりするなど、児童生徒の健全な食生活が確保されるよう努めてまいりました。</p> <p>また、臨時休業中の学校給食費につきましては、国が要保護者に対する学校給食費相当額について、支援の対象としたことを踏まえ、地域の実情に応じて、適切に対応するよう、市町村教育委員会に対し、周知してきたところでございます。</p>	健康・体育課 (義務教育課)
<p>(指摘)</p> <p>長期休業後の体重減少というのは社会問題となっているわけで、そのことに思いが至っていないのではないかと感じるところです。道教委の通知には、成長・発達を配慮した内容となっておりませんでした。このことについては、周知図ったと言いますがけれども、改善を求めておきたいというふうに思います。</p> <p>(六) 給付型奨学金申請手続きに関するマイナンバー利用について</p> <p>議案第4号では、公立高校等の専攻科における授業料及び授業料以外の軽減のための返済の必要ない給付金の申請に関し、マイナンバーの利用ができるように改正案が提案されております。マイナンバーの利用拡大が個人情報漏えいのリスク拡大になるとこれまで指摘してきましたが、対策はどのように強化されているのか。また、マイナンバーを利用しない住民のために、取得しなくても申請が可能と周知しておく必要があると考えますがいかがか。</p>	<p>(配置・制度担当課長)</p> <p>マイナンバーの取扱いについてでありますが、道教委では、高等学校等就学支援金や、授業料以外の経費に係る負担を軽減するための給付金の手続きに当たり、課税証明書の取得に係る保護者の負担軽減や効率的な事務処理を図るため、今年度からマイナンバーを利用しているところです。</p> <p>マイナンバーにつきましては、法令で定められた範囲以外での取得、利用、保管が禁止されるなど、厳格な取扱いが求められておりまして、学校が書類を送付する際の複数職員によるチェックや教育局が書類を受領する際の速やかな確認などについて、通知や校長会議等において徹底を図っております。</p> <p>また、今回条例改正案を提出しております専攻科における支援金、給付金につきましても、高等学校等と同様、マイナンバーを申請に利用するかは保護者の判断によるものであります。来年度以降の給付申請に当たり、保護者あてのパンフレットでマイナンバーを利用しない場合の申請方法を周知するなど、適切に対応してまいります。</p>	高校教育課
<p>(七) 生活保護、児童養護施設の生徒の進学率の推移について</p> <p>では、進学率についてです。</p>	<p>(地域連携担当課長)</p> <p>進学率の推移についてでございますが、厚生労働省</p>	義務教育課 高校教育課

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>憲法のもとで生まれ育った環境による教育格差を生じさせない上で、生活保護や児童養護施設の生徒の進学率の向上というのは、極めて重要だと考えております。それぞれの進学率の推移はどうなっているのか、お示し下さい。</p> <p>(意見) 大学等進学率を上げることが、非常に重要なわけです。</p> <p>(八) 大学等への進学支援を含む進路指導について 経済的理由があっても、支援策を紹介するなどして、進路の実現を指導することはとても重要だと考えます。私立大学などでは、10月に合格が決定し、1週間ほどで入学金、前期授業料などを払い込まなければならぬと聞いています。ところが、生活福祉資金をその時に申し込んで、資金交付が間に合わないという相談がありました。その際、事前審査が可能ということではありますが、社会福祉協議会でも十分な相談に至っていないということから、道立学校の現場では、こうした指導までに至っていないのではないか、経済的支援を含めた進路指導していくことが必要ではないかと考えます。 進路指導における教育支援金等の必要性に関する認識、道立学校への周知状況について伺います。</p> <p>(意見) 諦めることがないように、しっかり支援していただきたいと思います。</p> <p>(九) 子どもの貧困と教育の機会均等について 教育長は、子どもが生まれ育った環境によって格差が生じてはいけない、夢と希望の実現に努めるとこれまで答えておりましたけれども、コロナ下において経済的に困窮する子どもたちの教育機会の均等をどう支え、子どもの教育環境をどう整えていくか伺います。</p> <p>(意見) コロナ禍という非常に不安な時代を経てですね、子どもたちが夢と希望を実現できることについては力を合わせていきたいというふうに思います。</p> <p>二 教職員の確保と働き方について (一) 免許外教科担任の解消について 1 免許外教科担任の改善状況について 北海道は全国比でも免許外教科担任の申請許可が特別多く、札幌市を除く公立学校において、2016年度時点で1,159件もありました。道教委は、新たに免許取得するために計画的な認定講習を実施して、中学校免許外担任解消のための加配や、非常勤講師の配置などによって解消していくと、2018年1定で答えていましたが、どのように改善され</p>	<p>が実施している調査によりますと、道内の生活保護世帯については、高校等進学率は、平成26年の96.1%から、平成30年は96.6%と0.5ポイント上昇、大学等進学率は、平成26年の28.5%から、平成30年は36.7%と8.2ポイント上昇し、いずれも全国平均を上回る状況となっております。また、道内の児童養護施設の入所者につきましては、高校等進学率は、平成26年の98.7%から、平成30年は96.6%と2.1ポイント低下、大学等進学率は、平成26年の24.0%から、平成30年は27.9%と3.9ポイント上昇しており、高校等進学率は全国平均を上回るもの、大学等進学率については、全国平均に届かない状況となっているところでございます。</p> <p>(配置・制度担当課長) 大学等への進学に係る支援についてありますが、高校での進路指導においては、大学等への進学に当たり、学費などの経済的な理由による悩みを抱えている生徒もおりますことから、奨学金制度などについても情報提供に努めているところです。 道教委では、そうした学校の取組を支援するため、日本学生支援機構の無利子奨学金や給付型奨学金をはじめ、生徒や保護者の活用が見込まれる給付金や貸付金などを取りまとめた資料を作成し、各学校に周知してまいりましたが、今後は、学校での進路相談の際に活用できるよう、生活福祉資金も含め進学に係る支援の制度や手続きに関する情報を充実するなどして、意欲ある高校生の大学等への進学に向け、一層の支援に努めてまいります。</p> <p>(教育長) 子どもたちの教育機会の確保についてですが、私は、保護者の経済状況などにかかわらず、すべての子どもたちが、ひとしく教育を受けることができる環境を整備していくことは、子どもたちの夢と希望を実現する上で大変重要なと考えております。 道教委では、これまで、高校生がいる低所得者世帯に対する就学支援金などの各種支援制度の紹介、スクールソーシャルワーカーの配置の拡充、放課後子ども教室などの多様な学習機会の提供や子どもの居場所づくりなどに取り組んでまいりました。 今後につきましても、平成30年度に設置した保健福祉、教育、その他関係団体等で構成する「地域ネットワーク会議」も活用しながら、関係機関と連携して各般の取組を進めるとともに、学習指導員の配置による放課後指導や、デジタル寺子屋事業など地域オンライン学習拠点の確保、さらには、子どもたちの不安の解消や互いに共感できる機会の充実を通して、コロナ禍にあっても生まれ育った環境に左右されることなく、子どもたちに健やかな学びが保障されるよう努めてまいります。以上でございます。</p> <p>(教職員課長) 免許外教科担任の状況についてでございますが、学校教育をより充実させるためには、専門の教科免許を有する教員が教科担任となって、教科指導を行うことが必要ではございますが、道内におきましては、小規模校が多いといったことなどを背景に、免許外教科担任の許可件数が、他都府県に比べて多くなっております。</p>	<p>高校教育課</p> <p>教育政策課</p> <p>教職員課 (教育政策課)</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
てきたのでしょうか。	<p>これに対し、道教委では、これまで、免許外教科担任の多い技術や家庭などの免許を新たに取得するための認定講習の実施をはじめ、複数校を兼務する教員の加配措置や非常勤講師の配置、複数免許所有者の採用や適正な人事配置などに努めてきたところでございます。</p> <p>こうした取組の結果、札幌市を除く公立学校における免許外教科担任の許可件数は、平成28年度で中学校954件、高校205件、計1,159件であったのに対し、令和元年度には、中学校737件、高校146件、計883件と、この4年間で276件の減少となり、一定の改善が見られているところでございます。</p>	
2 解消に向けた見通しについて	<p>(教職員課長)</p> <p>免許外教科担任の解消に向けた取組などについてでございますが、現在、中学校の教科数は10教科あり、全教科の指導に当って、1教科1人の教科担任といいますと、少なくとも10人の教員配置が必要となるところでございますが、本道においては、小規模校が多く、国の標準配置定数では、校長を除く教員配置が9人以下となる中学校が半数近くを占めている状況などから、教育職員免許法の規定に基づいて、許可を受けた専門の免許を保有しない教諭が当該教科の担任をせざるを得ない状況にございます。</p> <p>道教委といたしましては、今後とも、国に対し、小規模校の定数措置の拡充について要望いたしますとともに、免許外教科担任の多い技術、家庭などの免許を新たに取得させるための認定講習を計画的に実施するほか、毎年の人事異動による教員の適正配置や複数免許所有者の確保、さらには、非常勤講師の配置などをを行い、引き続き、免許外教科担任の解消に向けて取り組んでまいります。</p>	教職員課 (教育政策課)
(再質問) しかしながら、4年間で276件減少しても883件残っているという状況です。 ましてや技術、家庭、美術、保健体育など、その専門性をいつたいどう考えて、解消できないでいるのでしょうか。	<p>(教職員局長)</p> <p>専門性の確保についてでございますけど、学校教育をより充実させるためには、専門の教科免許を有する教員が、教科担任となって教科指導を行うことが必要であり、その解消に向けて取り組んできてはいるものの、本道は、小規模校が多いことなどにより、一定数の免許外教科担任による指導は避けられない状況でございます。</p> <p>こうしたことから、道立教育研究所におきまして、免許を有しない教員も対象に、各教科等の指導に関する研修を実施しているほか、当該教科の免許を有する教員や指導主事等によるきめ細やかな指導・助言を行うなどして、学校現場において、専門的な知識や技能の育成・向上に努めているところでございます。</p>	教職員課 義務教育課 教育環境支援課
(指摘) 専門の免許を有する教員に教えてもらえないで、学力の向上だけを求められ子どもたちちは、非常に大変だと思いますよ。 先ほど教育長は、保護者の経済状況などにかかわらず等しく教育を受けることができる環境を整備していくことは、子どもたちが夢と希望を実現する上で大変重要だとお答えになつていらっしゃる。 道財政の如何をもって専門的免許を有する教職員に教育を受けられない環境というのは、道教委が改善しなきやならないことでしょう。そうじゃないですか。それを放置しておいてはならないというふうに思いますので、この点は指摘しておきます。		
(二) 新たな教科への対応について	<p>(教職員局長)</p> <p>新たな教科等への対応についてでございますが、今年度、全面実施された新学習指導要領におきまして、新たに位置付けられたプログラミング教育の円滑な導入に向けましては、道教委では、昨年度から先進的な取組を行っている学校の年間指導計画等を提供し、各学校の取組を支援するとともに、実践事例を取りまとめた研修用資料を作成・配布するなどいたしまして、教員の指導力向上に努めてきたところでございます。</p> <p>また、同じく5・6年生の外国語科につきましても、英語教育推進リーダーによる全道全ての小学校の中核教員を対象とした研修等の実施による教員の英語力、指導力の向上に取り組むほか、英語の免許状を有する</p>	教職員課 義務教育課 教育環境支援課 教育政策課

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>(指摘)</p> <p>小学5・6年生では、教科化された訳ですから、一般教養程度で研修でお茶を濁すことはやめていただきたい。専科配置とおっしゃいますけども札幌市を除く792校のうち153校、2割に満たない学校にしか配置をされないこととなっております。学力向上の環境を整える責任は、道教委にある訳ですから、重ねてこのことは指摘をしておきます。</p> <p>(三) 産休・育休代替教職員の欠員解消について</p> <p>1 産休・育休代替教職員の欠員状況について</p> <p>次に、産休・育休代替教職員の欠員解消についてです。安心して仕事を継続するために、産休・育休代替教職員の欠員は解消されなければなりません。道は、ハローワークやHPでの募集とともに、代替教職員等応募・任用システムによる速やかな確保に努めました。欠員は解消されたのでしょうか。</p> <p>(指摘)</p> <p>未だ解消されていない訳ですよね。法定定数を割っている許されない事態が続いている訳で、これは早急な解消を図るということが絶対に必要だということを指摘しておきます。</p> <p>2 代替教職員の教員採用等キャリアアップについて</p> <p>代替教職員のキャリアアップが教員採用につながることが必要だと求めてまいりました。それに対し、道教委は2019年度から特別選考検査を実施していると承知しておりますけれども、これによって改善されたのでしょうか。</p> <p>二 教職員の確保と働き方について</p> <p>(四) 働き方改革について</p> <p>1 時間外在校等時間短縮の未達成に関する認識について</p> <p>1年単位の変形労働時間制について伺ってまいります。道教委が9月に公表した「道立学校の教育職員に係る時間外在校等時間」本年6月分によりますと、変形労働時間制導入の前提とされる45時間以下を達成した高等学校の割合が57%にとどまって、43%が道教委自身が定めた「北海道アクション・プラン」を達成できていない事態がありました。道教委はどのように受け止めているのでしょうか。</p>	<p>教員が、外国語科の専科指導を行う外国語科専科教員の加配を拡充するなど、外国語科における専門的な指導の充実に向けて、専門性を持った教員の配置に努めているところでございます。</p> <p>引き続き、教員自身のスキルアップを目指し、さらなる指導力向上を図ってまいります。</p> <p>(教職員課長)</p> <p>産休・育休代替教職員の欠員状況についてでございますが、産休・育休代替職員のみならず教員の確保に向けてはこれまで、ハローワークやホームページ、広報誌、ユーチューブを通じた募集のほか民間の就職情報誌やWE Bサイトの活用により、人材の掘り起こしに努めてきたところでございます。</p> <p>こうしたことでもございまして、昨年の9月1日現在、産休代替教員では20人、育休代替教員では7人の欠員がございましたが、本年9月1日現在では、産休代替教員が8人、育休代替教員が4人と一定の改善が見られています。</p> <p>道教委といたしましては、今後とも欠員の解消に向けて、市町村教育委員会と連携をしながら、地域の潜在的な人材情報を共有するなどして、必要な教員の確保に取り組んでまいります。</p> <p>(教職員課長)</p> <p>特別選考検査における登録状況についてでございますが、道教委では、正規教員と同様に校務を行っている期限付き教員及び産休・育休代替教員の実態等を十分勘案しつつ、客観的に教員としての資質や実践的指導力を見極めることができるように、平成30年度から特別選考検査を実施しているところでございます。</p> <p>この検査における、これまでの登録状況は、平成30年度は受検者221名に対し登録者194名、令和元年度は受検者125名に対し登録者102名となっており、一定の成果が見られているものと考えております。</p> <p>(働き方改革担当課長)</p> <p>教育職員の在校等時間の状況についてでございますが、この度公表した、道立学校における時間外在校等時間の6月分において、月45時間を超過した教育職員は高校で43%、特別支援学校では13.3%という状況であったところです。</p> <p>超過した理由については、高等学校では、部活動に関する業務や教材研究、授業準備に係る業務に時間がかかっている一方、特別支援学校では、個別の指導計画の作成、確認のほか、児童生徒や保護者への対応に関する打合せ業務などに時間を要しているといった報告がございました。</p> <p>この結果は、昨年11月に実施した教育職員の時間外勤務等に係る実態調査結果と同程度の勤務状況だったところでありますが、道教委としては、引き続き、時間外在校等時間が上限の範囲内となるよう、長時間勤務縮減に向けた実効性のある取組を進めてまいります。</p>	<p>教職員課</p> <p>教職員課</p> <p>教職員課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
2 コロナ禍における教職員の業務負担について 改善されてない結果が明らかになったわけですね。コロナ禍において、再開した授業など教員が通常業務の他に、感染対策に係る取組など新たな業務が追加され、負担が強化されています。コロナ対策による教職員の労働内容が増大している事態を道教委としてどう認識をされているのでしょうか。そしてどのような負担軽減対策を講じているのか併せて伺います。	(働き方改革担当課長) コロナ禍における教職員の業務負担についてでございますが、各学校では、学校再開後において、臨時休業の長期化の学習の遅れを取り戻すための学習指導計画の見直しや、新しい生活様式を定着させるための感染症対策など、通常に加えて行う業務が負担となっている状況にあると認識してございます。 そのため、学校教育活動に対する人的支援として、教員加配や学習指導員、スクール・サポート・スタッフを追加配置するなどして、少しでも教職員の負担を減らし、学校の指導体制のさらなる充実に努め、子どもたちの学びを最大限保障してまいります。	教職員課
3 コロナ禍を踏まえた労働時間削減対策について 人的支援が必要だから対策を取ったということなんですか。それ以外の対策として、業務量の適切な管理や働き方改革の手引きを活用した業務の平準化や効率化などの取組を進めるよう通知を発出していると承知しております。しかし、コロナ禍というかつてない事態に直面して、業務量の増加によって労働時間の縮減どころか逆に増大することは明らかなわけです。これまで進めてきた取組の焼き直し程度では、コロナ禍における教職員の労働時間削減効果というのは期待できないと考えるのでございかがですか。	(教職員局長) 感染症対策を踏まえた対応についてでございますが、6月の時間外在校等時間が5月に比べ、大幅に長くなっているのは6月に学校が本格再開したことにより、新型コロナウイルス感染症への対策に時間を要したためと考えられるものの、これが一時的なものなのか、他にも要因があるのかにつきましては、今後、さらに分析を進める必要があると考えているところでございます。 いずれにいたしましても、コロナ禍の影響は大きく、また、教職員の働き方改革は喫緊の課題であり、引き続き、アクション・プランに掲げる各種施策を着実に進め、業務削減や平準化を図ることにより、日々の教員の業務や勤務時間の縮減に努めてまいり考えでございます。	教職員課
4 変形労働時間制導入による労働時間の削減効果について 影響が大きいということを認められたわけですが、道教委は「1年単位の変形労働時間制」を来年度以降導入できるようにするための条例制定に向けて検討していると承知しております。昨年、我が会派同僚議員が「導入によって長時間労働がどう改善されるか」という質問をしましたが、明快な答弁を道教委は行っていません。改めて質問しますけれども、導入によって教職員の労働時間を削減できる効果があるのか、伺います。	(働き方改革担当課長) 変形労働時間制の導入についてでありますが、一年単位の変形労働時間制については、業務の状況に応じて勤務時間を配分し、長期休業期間中に集中して休日を確保する制度であり、これを単に導入するだけで勤務時間を縮減できるものではなく、他の施策と併せて講ずることにより、学期中及び長期休業期間などにおける業務量を確実に削減することが重要であるとされており、その意味で学校の働き方改革を推進する一つの選択肢であると認識しております。	教職員課
5 これまでの議会議論を踏まえた対策について 勤務時間短縮の決め手ではないということを道教委自身が認めたということですね。そして文科大臣も時間短縮につながらないとはっきりといっているわけです。そしてさらにですね、これまでの議会議論において様々な1年単位の変形労働時間制の問題について指摘をしてきたわけですが、この指摘を受けてどう検討してきたのか。指摘されたけれども「導入には一切問題ない」と結論付けられたのかどうかお聞きします。	(働き方改革担当課長) 変形労働時間制の検討についてでありますが、本制度の導入にあたっては、様々な課題があると認識しており、この制度を実効性のあるものとするには、他の施策を着実に進めていくことが重要と考えているところです。 また、これに加え、現在、道教委では、国から示された省令等を踏まえ、地域や学校などの実情に応じた活用方法も含め、本制度の導入について、学校や市町村教育委員会などから御意見を伺うなどして、検討を進めているところでございます。	教職員課
6 管理職員の業務負担について 現場意見の反映については、後で伺いますけれども、1年単位の変形労働時間制ですが、教頭以上の管理職員が導入を希望する教職員の意向を確認して、導入後の勤怠管理等の労務管理全般を行うものとされております。しかし、教職員との面談に始まって、個々の状況にあった勤務形態を策定し、その後の管理まで含めますと、これまでの労務管理以上の業務が管理職員にのしかかってくることになります。 道教委は、この導入に伴う管理職員の業務量の増加についてはどう認識されているのでしょうか。	(教職員局長) 管理職員の業務負担についてでございますが、国からは、本制度の導入に当たりましては、まずは、業務の削減を前提とする必要があり、そのためには、上限時間が遵守されていることが導入の要件であると示されているところでございます。 道教委といたしましては、本制度の導入によって生じることとなる新たな業務を円滑に遂行するためには、各学校の校長等が、その権限と責任に基づいて、事務職員やサポートスタッフ等との役割分担も含め、各教育職員に校務を適切に分担するとともに、服務を監督する教育委員会におきまして、学校の組織運営に關し、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた指導・助言を行うほか、各種調査の廃止や簡素化などを一層進めるなどいたしまして、各学校の管理職が真に必要な業務に注力できるよう支援することが重要と考えているところでございます。	教職員課
(意見) やり方あべこべですよね。国からは業務の削減前提とする必要があるとはっきり言われているわけですから、これを前提に考えなきゃいけないので、伴		

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>走するように同時進行するようなやり方というのはこれは間違っていると言わなざるを得ないと思いますし、管理職の負担増大というのは非常に問題があるというふうに考えます。</p> <p>7 変形労働時間制導入にあたっての道教委の姿勢について</p> <p>導入にあたっては、あくまでも学校ごと、教職員個々人の意思により導入されるものと承知しておりますけれども、道教委として導入を促進する働きかけを行ったり、旗を振ったりですね、そういうことは市町村教委に対して、また学校に対して行なことがあるのかないのかお聞きします。</p>	<p>(働き方改革担当課長)</p> <p>制度の導入の働きかけなどについてでございますが、国からは、本制度は、あくまでも各地方公共団体の実情に応じて、各地方公共団体の判断により選択的に制度を活用できることとしたものでございまして、制度を活用しようとする場合には、各地方公共団体において条例等の整備が必要となることが示されております。</p> <p>道教委といたしましては、本制度の導入にあたり、こうした趣旨を踏まえ、学校や市町村教育委員会の意向などを伺ながら、検討を進めているところであります。制度の内容をしっかりと周知するなど、適切に対応してまいります。</p>	教職員課
<p>8 変形労働時間制導入にあたり各学校における検討について</p> <p>意向を伺うということなんですかけれども、文科省の制度導入手引きやQ&amp;Aでは、条例・規則を整備するにあたり「まず、各学校で検討の上、市町村教育委員会と相談し、市町村教育委員会の意向を踏まえた都道府県教育委員会において、給特法施行規則や本指針等を踏まえて条例等を整備すること」としているが、「各学校で検討」とは道教委として具体的にどのようなことだと考えておられるのでしょうか。</p>	<p>(教職員局長)</p> <p>条例等を整備するに当たっての手続等についてでございますが、都道府県における条例・規則制定等の具体的な手続につきましては、国からは、一つの例として示されたものでございまして、こうした手續が望ましいものとは考えておりますが、学校の負担や市町村教育委員会の状況等も勘案し、各自治体の実情に応じて適切に判断すべきもので、必ずしも、この手続に従う必要はない旨の、見解が示されているところでございます。</p> <p>道教委といたしましては、制度の内容を各学校に周知するとともに、各学校の勤務実態に照らし、制度の導入につきまして、十分検討していただくことを期待するところでございます。</p>	教職員課
<p>9 各学校における意向確認について</p> <p>そこで十分な周知と十分な検討ができる時間があったのかどうかということです。道教委が行っている意向調査の期間は、道立学校、市町村教育委員会への照会文書発出から2週間、9月9日～24日までと極めて短期間です。この間に各学校で民主的手続や討議を踏まえて結論を出すには、あまりにも短い。管理職員だけで決めてしまうのではなくて、職員会議など教職員の民主的な討議を通じて各学校で十分理解されたうえで、現場の意向確認が行われるべきと考えますが、僅かな期間でこれが実施できたと自信をもって言えるのでしょうか。</p>	<p>(教育部長)</p> <p>意向調査についてでありますけれども、今回の意向調査の発出にあたって、本制度は、各市町村教育委員会や学校の判断により、選択的に導入できるものであり、一律に全教育職員に適用されるものではない制度であるものの、各学校に対し、文部科学省が作成した、本制度の説明動画のオンデマンド配信や、「導入の手引き」の送付などを行い、全ての職員が本制度を理解できるような環境整備に努めたところでございます。</p> <p>こうしたこともありまして、本調査の照会期間はやや短かったものの、全ての道立学校及び市町村教育委員会から回答があったところであります。現在集計を終えたものの中で、令和4年度以降からの導入も含めまして「職員が活用できるよう検討したい」という回答があったのは、道立学校、市町村教育委員会ともに約8割であったものでございます。</p>	教職員課
<p>(再質)</p> <p>現場教員の声が反映されていると確認できているのかどうか。現場の声が、現場でですね十分理解された上で、その声が反映できているとお考えになっているのかどうか伺います。</p> <p>(再々質)</p> <p>つまり詳細は知らせないで決めてるということですよね。違いますか。</p> <p>(意見)</p> <p>道教委としても詳細はこれから知らせるとおっしゃってるわけですよね、知らせてきたとおっしゃいますけれども、現場の教職員からはよくわからないと聞いております。また、道教委の方でもですね、</p>	<p>(教育部長)</p> <p>職員への制度の周知についてでございますが、道教委では、本制度の説明動画のオンデマンド配信や、「導入の手引き」の送付などを行っているところではありますけれども、本制度を導入することとなった場合には制度の詳細や活用方法などを示したリーフレットを作成配布するなどして学校職員の理解促進が図られるよう周知徹底をしてまいる考えでございます。</p> <p>(教育部長)</p> <p>教育職員への周知についてでございますけれども、これにつきましては各学校に対しまして、文部科学省が作成した本制度の説明動画のオンデマンド配信ですとか「導入の手引き」の送付などを行って全ての職員が本制度を理解できるような環境整備には努めてきたところでございます。</p>	

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>本当にこのシステムがどういう制度なのか、他の課の方はわからないって言ってますよ。わからないんです。</p> <p>だからそのことをよく理解してください。わからないということを理解してください。</p>		
<p>10 制度導入の延期について</p> <p>道教委は教職員の時間外在校等時間の削減について、従来の対策をとるにとどまっています。学校現場はコロナ以前から膨大な業務に追わされていたわけです。教職員は疲弊していたところにコロナ対応による過大な業務がのしかかってきて、現場に深刻な影響を及ぼして、悲鳴に近い声すら聞こえてきます。</p> <p>そこに、新しい制度を導入しますって言ってもなかなかそれは理解に苦しむのは当然じゃないでしょうか。</p> <p>1年単位の変形労働時間制が労働時間の削減に効果がないことを道教委自身も認めながら、逆に導入によって計り知れない混乱が現場にもたらす懸念が生じております。加えて現場の教職員の声が十分反映されたとはいえない状況を踏まえますと、制度導入の条例制定は実施できる状況では到底ない、延期すべきと考えますが見解を伺います。</p>	<p>(教育部長)</p> <p>制度の導入についてでございますが、道教委といたしましては、意向調査の結果における「職員が活用できるよう導入を検討したい」という回答をした学校や市町村教育委員会の意向を踏まえまして、校長会等からも十分ご意見を伺うなどして、学校における働き方改革を推進する一つの選択肢として、各学校において、本制度を選択的に導入できるよう、引き続き検討をすすめてまいりたいと考えてございます。</p>	教職員課
<p>(意見)</p> <p>これは見切り発車はなじまないと申し上げておきます。</p>		
<p>三 少人数学級の実現と配置計画等について</p> <p>(一) 少人数学級の実現をめぐる情勢について</p> <p>次に、少人数学級の実現と配置計画等についてです。長年に渡ってこれまで幾度となく、今年に入つてからも第2回定例会、それから同僚議員が本定例会でも、少人数学級の実現を求めてきました。教育長は、ソーシャルディスタンスを保つことによる新型感染症の感染リスクの低減効果とともに、学習状況や心身の健康状態のきめ細やかな把握など、効果があったと答弁されておりました。その後も「少人数学級」を求める声は、日増しに高まっておりまして、道議会でもたぶん全会派が取り上げて実施を求めている状況になっております。9月8日、国の教育再生実行会議の初等中等教育ワーキング・グループ(WG)の初会合では、来年度からできるところから少人数学級の実現に取り組むことで一致。さらに、来年度予算編成の過程で、丁寧に検討することを含めた合意文書までまとめていると聞いております。少人数学級の実現をめぐる情勢を、道教委はどうとらえているのか伺います。</p>	<p>(教育政策課長)</p> <p>少人数学級編制を巡る議論の状況についてでありますが、国の教育再生実行会議においては、今般の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、今後、どのような状況下においても、子どもたちを誰一人取り残すことなく学びを確実に保障することができるよう、新しい時代の学びの環境の姿を検討することとし、対面とICT活用による対話的・協働的な学びの深化、デジタル教科書の活用、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備等について議論していると承知しております。</p> <p>特に、少人数による指導は、子ども一人一人が自らの学習状況を把握し、試行錯誤したり、実社会に関わる課題を協働して解決したりする個別最適な学びを実現する上で大切であることから、関連する施設設備等の環境整備とあわせまして、予算編成の過程における検討を期待するなど、少人数学級編制の拡充に向けた国動きは、一層強まっているものと認識しております。</p>	教育政策課
<p>(意見)</p> <p>この期を逃すことなく実現をするということが、大事な問題だと思います。</p>		
<p>(二) 少人数学級を望む理由について</p> <p>『教育新聞』が実施した意識調査結果、8月13日付の発表では、回答のあった公立学校教員の96.6%が少人数学級の実現を求めておりまして、「反対」は1人もいませんでした。教員からは、「子ども一人ひとりに目が行き届く指導ができる」や「感染防止対策」、「業務量の負担軽減」などの声が多く、WGからは、増加する不登校対策としても期待が寄せられています。児童生徒の実態や課題に応じた指導や、児童生徒や保護者の状況に対応できる時間の確保、授業準備、評価などの過剰な負担の軽減によって、「よりよい授業づくりの準備もできる」と答えております。子どもにとっても教育的効果、豊かな人格形成につながると考えますが、道教委は少人数学級の目的をどう考えているのか伺います。</p>	<p>(総務政策局長)</p> <p>少人数学級編制の目的等についてでございますが、道教委といたしましては、少人数学級編制は、子どもたちが、主体的・対話的で深い学びを実現し、生涯にわたって必要な力を確実に身に付けることなどを目的に行うものでございまして、今般の新型コロナウイルス感染症に的確に対応するとともに、教員が子ども一人一人に向き合う時間を確保し、きめ細かな指導を実現する上で大変有効な指導体制の一つであると認識しております。</p>	教育政策課
<p>(三) 少人数学級の実現について</p> <p>これまで教員の確保や専門性について質問をしてまいりました。北海道においては、少人数学級を実現するために教員の確保など、大変困難な課題があると承知しておりますけれども、どのような条件整</p>	<p>(教育長)</p> <p>少人数学級の実現に向けた取組などについてであります。私も、いくつかの道内の小、中、高校を視察させていただきました。改めて、コロナ禍の対応はもとより、子どもたちが個別最適な学びを進める上で、</p>	教育政策課

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>備が必要と考えているのか、どう少人数学級を実現していくかとしているのか、教育長の見解を伺います。</p> <p>(指摘)</p> <p>すぐできるということにはならないかもしれません。何年生から何年間でやるか、人と施設の予算も必要ですし、免許制度もどうすべきか等、様々な課題があると思います。長いスパンで考えていくことも必要になると思いますが、必ず実現したいと思います。通告は「少人数学級の実現と配置計画等について」ということでしたが、出生数の動向を見据えて、高校の配置計画の上でも、少人数学級を実現するという対応が必要だと思っておりますが、今回はこれで終わります。</p>	<p>少人数学級は極めて有効であることを実感したところあります。</p> <p>一方、少人数学級編制の実現に当たりましては、国の教職員定数の改善をはじめ、必要となる教職員の数や教室の数の確保などが必要となります。</p> <p>このため、道教委といたしましては、少人数学級編制の成果や課題を踏まえながら、授業の改善等に向けた研究を行うとともに、国の動向を注視しつつ、引き続き、全国都道府県教育委員会連合会などと連携し、少人数学級編制の拡充について、国に対して強く要望してまいります。</p>	